

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 126 条の 11 の規定に基づき、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令を次のように定める。

平成 10 年 7 月 1 日

防衛庁長官 久 間 章 生

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令

改正 平成 12 年 3 月 23 日庁訓第 21 号
平成 14 年 3 月 29 日庁訓第 43 号
平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号
平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号
平成 19 年 3 月 30 日省訓第 28 号
平成 21 年 3 月 19 日省訓第 6 号
平成 25 年 3 月 28 日省訓第 27 号
平成 30 年 3 月 26 日省訓第 15 号

（目的）

第 1 条 この訓令は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 100 条の 2 第 3 項の規定による外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給対象者）

第 2 条 給付金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、留学生（自衛隊法第 100 条の 2 第 1 項の規定により教育訓練を受ける外国人をいう。以下同じ。）に対し支給することができる。

（1）次に掲げるいずれかの外国の政府から当該留学生について教育訓練の実施の委託を受けたこと。

- ア インド
- イ インドネシア共和国
- ウ カンボジア王国
- エ タイ王国
- オ 中華人民共和国
- カ パキスタン・イスラム共和国
- キ 東ティモール民主共和国
- ク フィリピン共和国
- ケ ベトナム社会主義共和国
- コ マレーシア
- サ ミャンマー連邦共和国
- シ モンゴル国
- ス ラオス人民民主共和国

（2）当該留学生について、経済的理由により、教育訓練を履修するための援助を行うことが必要であると認められること。

（支給対象期間）

第 3 条 給付金は、留学生について教育訓練を開始した日から当該教育訓練を終了した日まで支給することができる。

(支給に必要な書類の記載事項)

第4条 自衛隊法施行令第126条の9の2の規定に基づき、委託者（留学生について教育訓練を実施することを委託した外国政府をいう。以下同じ。）が防衛大臣に提出する書類に記載する給付金の支給を受けることが必要である理由その他必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給付金の支給を受けようとする留学生の氏名、所属、階級及び年齢並びにその者が教育訓練を受ける機関（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸上自衛隊幹部候補生学校、陸上自衛隊富士学校、海上自衛隊幹部学校、海上自衛隊幹部候補生学校、航空自衛隊幹部学校、航空自衛隊幹部候補生学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部をいう。以下同じ。）、課程名及び期間
- (2) 教育訓練を受ける期間中の宿舍その他滞在先に関する事項
- (3) 教育訓練を履修するため給付金の支給を受けることが必要となる経済的理由
- (4) 前条に規定する期間中給付金の支給を希望する期間

(支給決定の通知)

第5条 防衛大臣は、給付金を支給することを決定したときは、その旨及び次の各号に掲げる事項を委託者及び当該決定に係る留学生に通知する。

- (1) 当該決定に係る留学生の氏名及び階級並びに当該留学生が教育訓練を受ける機関及び課程名
 - (2) 給付金を支給する期間及び金額
 - (3) 次条及び第7条に規定する支払方法、第8条に規定する支給の打切り並びに第9条に規定する支給の停止に関する事項
 - (4) 前条各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該変更の内容を速やかに防衛大臣に通知すべきこと
- 2 防衛大臣は、給付金を支給することを決定したときは、その旨並びに前項第1号及び第2号に掲げる事項を給付金の支給を受ける留学生（以下「支給留学生」という。）について教育訓練を実施する機関（以下「実施機関」という。）の長に通知する。
- 3 防衛大臣は、給付金を支給しないことを決定したときは、その旨並びに当該決定に係る留学生の氏名及び階級を委託者及び当該留学生に通知する。

(支払方法)

第6条 給付金の支払は、各実施機関において行う。

- 2 給付金は、毎月1回、18日にその月の全額を支給する。ただし、18日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、18日の直前のこれらの日以外の日とする。
- 3 実施機関の長は、長期にわたる部隊演習その他の事情により前項に規定する日（以下この条において「支払日」という。）に給付金を支払うことができないときは、同項の規定にかかわらず、支払日を繰り上げることができる。
- 4 実施機関の長は、支給留学生に対する給付金の支給を決定した日とその日の属する月の支払日の翌日からその月の末日までの間である場合又は給付金を支給する期間の末日が月の初日からその月の支払日の前日までの間である場合には、前項の規定にかかわらず、その際給付金を支給するものとする。

第7条 月の途中において給付金を支給する期間が開始若しくは終了するとき又は月の途中に次条若しくは第9条の規定により給付金を支給しない日があるときにおける給付金の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

(支給の打切り)

第8条 防衛大臣は、委託者が給付金の支給を辞退する旨通知した場合は、給付

- 金の支給を打ち切る。
- 2 防衛大臣は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給を打ち切ることができる。
 - (1) 支給留学生が規律に違反した場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、支給留学生に給付金を支給することが著しく不適當であると認められる場合
 - 3 実施機関の長は、支給留学生について前項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、速やかに順序を経て、防衛大臣にその旨を報告しなければならない。
 - 4 防衛大臣は、第1項又は第2項の規定により給付金の支給を打ち切る場合には、その旨及び次の各号に掲げる事項を支給留学生、委託者及び実施機関の長に通知する。
 - (1) 支給留学生の氏名及び階級並びに当該留学生が教育訓練を受けている機関及び課程名
 - (2) 支給を打ち切る日
 - (3) 支給を打ち切る理由
 - 5 給付金は、支給を打ち切る日の前日まで支給するものとする。
 - 6 第4項の通知を受けた実施機関の長は、支給留学生に対し、支給を打ち切った日以降に係る給付金が既に支払われているときは、その返納を求めるものとする。

(支給の停止)

- 第9条** 防衛大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給を停止することができる。
- (1) 支給留学生が教育訓練を正当な理由がなくて履修しない場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、支給留学生に給付金を支給することが不適當であると認められる場合
- 2 実施機関の長は、支給留学生について前項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、速やかに順序を経て、防衛大臣にその旨を報告しなければならない。
 - 3 防衛大臣は、第1項の規定により給付金の支給を停止する場合には、その旨及び次の各号に掲げる事項を支給留学生、委託者及び実施機関の長に通知する。
 - (1) 支給留学生の氏名及び階級並びに当該留学生が教育訓練を受けている機関及び課程名
 - (2) 支給を停止する日
 - (3) 支給を停止する理由
 - 4 防衛大臣は、第1項の規定により給付金の支給を停止された留学生について停止の事由が消滅したときは、給付金の支給を再開することができる。
 - 5 実施機関の長は、第1項の規定により給付金の支給を停止された留学生について停止の事由が消滅したと認められる場合には、速やかに順序を経て、防衛大臣にその旨を報告しなければならない。
 - 6 防衛大臣は、第4項の規定により給付金の支給を再開する場合には、次の各号に掲げる事項を支給留学生、委託者及び実施機関の長に通知する。
 - (1) 支給留学生の氏名及び階級並びに当該留学生が教育訓練を受ける機関及び課程名
 - (2) 支給を再開する日
 - 7 第3項の通知を受けた実施機関の長は、第1項の規定により給付金の支給が停止された期間に係る給付金（以下「停止期間給付金」という。）が既に支払われているときは、給付金の支給を再開した日以降に支払う給付金から停止期間給付金の額を差し引くものとする。
 - 8 前項の規定により停止期間給付金の額を差し引くことができない場合には、実施機関の長は、支給留学生に対し、差し引くことができない額の返納を求めるものとする。

(委任規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 23 日庁訓第 21 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日庁訓第 43 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号)

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日省訓第 28 号) (抄)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 ルーマニア及びロシア連邦からの留学生で、この訓令の施行前から現に給付金を支給されている者に対する給付金の支給については、この訓令の施行日に引き続き留学生として教育訓練を履修している場合に限り、従前の例により支給する。

附 則 (平成 21 年 3 月 19 日省訓第 6 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日省訓第 27 号)

この訓令は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。